

保育の必要性の認定申請手続き

江戸川区私立幼稚園等預かり保育料補助金を申請する場合は、交付申請書兼請求書等とあわせて下記の書類も提出してください。

1 認定の定義

教育・保育給付認定(2号)

認可保育園等の申し込みの際に取得が必要な保育の必要性の認定です。

2 すでに教育・保育給付認定(2号)を取得している場合

下表の認定事由に応じた**保育の必要性の確認書類**を、保護者いずれも提出してください。

※教育保育給付認定申請書の提出は不要です。

3 教育・保育給付認定(2号)を取得していない場合

教育・保育給付認定申請書と下表の認定事由に応じた**保育の必要性の確認書類**を、保護者いずれも提出してください。

4 保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合【就職(離職)、転職、求職活動の継続、住所変更等】

教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)と変更の内容が確認できる下表の認定事由に応じた**保育の必要性の確認書類**を、保護者いずれも提出してください。

※保育の必要性の認定内容の変更の場合は、交付申請書兼請求書等の再提出は不要です。

5 提出期限

上記2、3のいずれの場合でも、提出期限は以下のとおりです。

(1)令和6年4月30日以前に預かり保育の利用を開始した場合の提出期限：令和6年5月1日

(2)預かり保育の利用を開始した場合の提出期限：預かり保育利用開始月の月末

(3)保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合の提出期限：変更発生月の月末

※補助対象は3歳の誕生日の前日からになります。それ以前の利用分は対象になりません。

※保育の必要性の確認書類について提出が遅れる場合は担当までご相談ください。また、保育の必要性の認定(変更も含む。)は過去に遡及して認定することができませんのでご注意ください。

【保育の必要性の認定事由及び保育の必要性の確認書類】

※令和6年度の申請のため保育の必要性の確認書類は令和6年4月1日以降の証明日のものが必要になります。

事 由	認 定 の 条 件	保育の必要性の確認書類	ホ-ム^'-ジ-グ^'-タ-ウ-ロ-ド^'-可
① 就 労	月48時間以上(通勤・休憩時間を除く)働いているとき、または、採用予定(内定)の場合 ※月の労働時間が48時間未満の場合は、⑥求職活動の認定になります。 ※採用予定(内定)の場合は3か月(90日)限定の認定になります。	就労証明書 ※自営業の場合は、自営をしていることが客観的に証明できる書類(開業届等)を併せてご提出ください。	◎
② 妊娠・出産	出産のため準備・休養が必要なとき ※出産予定月とその前後2か月の計5か月間限定の認定となります。	親子(母子)健康手帳の写し ※表紙と分娩予定日の記載されているページ	
③ 疾病・障害	病気、負傷、心身に障害があるため、保育が困難なとき ※日中の保育の支援が客観的に認められる場合に限り(診断書等で判断)。	診断書 ※お子様の保育が困難であることの記載が必要 障害者手帳等の写し ※区内在住者は不要	
④ 介護・看護	同居している病気の方や障害者を常時介護・看護しているとき 病院や施設に継続的に付き添いをしているとき	介護・看護状況申告書 + 以下のいずれかひとつ ※障害者手帳は区内在住者は不要 ①被介護看護者の診断書 ②被介護看護者介護の介護保険証・ケアプランの写し ③被介護看護者の障害者手帳等の写し	◎
⑤ 就 学	就学・技術習得等をしているとき ※月48時間以上授業を受けている場合に限り。また、 ※就学内定している場合を含みます。	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等) + 時間割表	
⑥ 求 職 活 動	求職活動をしているとき ※3か月(90日)限定の認定になります。認定後、 3か月(90日)以内に勤務を開始し、「施設等利用給付認定変更届」+「就労証明書」の提出又は施設等利用給付認定の再申請が無い場合は、 3か月(90日)で認定終了となります。	就職活動状況報告書 + 求職中であることがわかる書類	◎
そ の 他	家庭での保育が困難な方(災害復旧など)	※施設利用給付係へお問い合わせください。	

※認定後も、保育の必要性の継続確認のため、定期的に家庭状況調査を行います。